無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成二十九年十二月十五日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

R〇区〇号〇一九二番　辻家、一区一号一九〇〇番　武政家、一区二号一八四一番　浦西家、一区三号〇四四五番　金上家、一区三号〇九二一番　馬場家、一区五号〇四〇四番　片山家、一区七号一〇三六番　菅野家、二区一号一六〇八番　岡山家、二区一号一七一六番　齋木家、三区二号二三九七番　安部家、六区五号〇〇〇二番　相原家、七区二号二三八〇番　鈴木家、七区七号〇二〇〇番　緑川家、七区七号一一九三番　丸山家、八区二号一三五二番　森下家、八区二号二二一六番　居森家、十一区二号一九三二番　谷野家、十一区二号二八四七番　坂本家、十一区三号〇〇六〇番　井上家、十一区三号〇七二〇番　池家、十三区一号一〇八七番　川崎家、十三区一号一五〇三番　小川家、十三区一号三四六〇番　西山家、十三区二号〇二九〇番　戸田家、十三区三号二二三八番　湊家、十三区五号二〇四五番　久保家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　R〇区〇号〇一九二番　中江歌子　中江正光、一区一号一九〇〇番　武政智全、一区二号一八四一番　川奈部きく　川奈部朝吉　川奈部さく　川奈部一　川奈部綾子、一区三号〇四四五番　丸山正義　丸山はつ江、一区三号〇九二一番　馬場ゑい　馬場輝昭　馬場隆　馬場英樹　馬場はる子、一区五号〇四〇四番　片山カヅヨ　片山宗雄、一区七号一〇三六番　菅野秋子　菅野喜一郎　菅野よ志子、二区一号一六〇八番　岡山サダエ　不明、二区一号一七一六番　齋木義次郎　齋木ひさ　齋木晃一　齋木好子　齋木ふさ子　齋木恵造　齋木良郎　齋木アイ、三区二号二三九七番　水子、六区五号〇〇〇二番　死胎児　水子　相原袈裟五郎　相原利子、七区二号二三八〇番　室木珠子　室木みどり、七区七号〇二〇〇番　緑川のり　青佐幸子　緑川輝夫、七区七号一一九三番　丸山杜樹彦、八区二号一三五二番　森下金三郎　森下千世子　森下捷二　森下元　森下とも、八区二号二二一六番　居森敏　居森あい、十一区二号一九三二番　谷野稔　谷野信子、十一区二号二八四七番　坂本敏子、十一区三号〇七二〇番　池雲龍（池幸治郎）　金松月　朴乙姫、十三区一号一〇八七番　川崎秀二、十三区一号一五〇三番　小川久子　小川進、十三区一号三四六〇番　西山亀五郎、十三区二号〇二九〇番　戸田澄之助　戸田信子、十三区三号二二三八番　湊季　湊夕子　湊イク　湊子、十三区五号二〇四五番　田村寛三　田村久代　田村中　田村幸子　田村禮子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　公益財団法人冨士霊園

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年五月二十日法律第百十九号）第九十八条第一項の規定によるうるま市屋慶名土地区画整理事業の左記一の者に対する仮換地指定通知は、送付した書類の受領を拒まれたので同法第百三十三条第一項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を左記二のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　沖縄県うるま市与那城一二一九番地一

氏名　藏根　信一

二、通知の内容

うるま市屋慶名土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第九十八条第一項の規定により左記のとおり仮換地を指定しますので、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

記

一、従前の宅地

㈠　町名及び字名　与那城　屋慶名青増

㈡　地番　四三〇

㈢　地目　畑

㈣　登記簿地積　五七六平方メートル

㈤　基準地積　五七六・〇〇平方メートル

二、仮換地

㈠　街区番号　五

㈡　画地番号　一

㈢　地積　四二二平方メートル

㈣　位置　別添図面のとおり。

三、仮換地の指定の効力発生の日　平成二十九年十月二十日

四、仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

（注意）

一、この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

二、別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、または収益することができません。

三、仮換地の地積については、出来形確認測量により若干の変動が生じることがあります。

（教示）

一、この通知について不服があるときは、沖縄県知事に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月を経過したときは、審査請求をすることはできません。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内にうるま市屋慶名土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、教示一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内にうるま市屋慶名土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年12月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①合同会社ＡＬＥＲＯ13　②関整特事第27号　③代表社員　一般社団法人アレーロ・プラス　職務執行者　鄭武壽　④東京都千代田区神田美土代町９番１号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区神田美土代町９番１号　合同会社ＡＬＥＲＯ13　代表社員　一般社団法人アレーロ・プラス　職務執行者　鄭武壽

なお、添付図は省略し、その添付図を沖縄県うるま市与那城中央一番地所在の掲示板において掲示する。

平成二十九年十二月十五日

沖縄県うるま市与那城中央一番地

うるま市屋慶名土地区画整理組合

理事長　上門　辰徳

債権申出の公告（第一回）

当基金は、規約型企業年金へ移行することにより、平成二十九年十二月一日、厚生労働大臣より解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十五日

千葉県千葉市中央区登戸二丁目二番七号

千葉トヨタ企業年金基金

清算人　杉本　達夫

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十九年十一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十五日

東京都品川区西五反田二丁目二九番二号

建築士事務所厚生年金基金

代表清算人　服部　範二